

齒科保健課

1. 歯科口腔保健施策について

厚生労働省では、平成元年から80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進しており、その成果として8020達成者の増加や学童期のむし歯有病者率の減少など、国民の歯及び口腔の健康状態が改善されてきているところである。

また、歯・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、平成23年8月には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律に基づき、平成24年7月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）を策定した。平成30年9月に中間評価報告書の取りまとめが行われ、令和元年11月に「基本的事項」の目標値等の一部見直しを行い、ライフステージごとの特性を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健施策の展開を関係部局と部局横断的な連携を図りながら推進している。

（1）歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の最終評価

基本的事項の最終評価について、健康日本21（第二次）の目標と重複している項目もあるため、健康日本21（第二次）の最終評価と連携を図りながら、取りまとめを令和4年の夏頃、次期「基本的事項」の公表を令和5年の春頃を目途に行う予定である。

また、「基本的事項」の目標・計画の期間については、自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、健康日本21（第二次）と同様に医療費適正化計画等の計画期間と一致させることから1年間延長し、令和5年度には都道府県において基本的事項を策定する期間を設け、令和6年度から次期「基本的事項」を適用することとする。

（2）歯科疾患実態調査

令和4年度は、歯科疾患実態調査を実施する予定である。本調査は、次期「基本的事項」及び次期健康づくり運動プランの策定の際の基礎資料とする予定である。また、国民健康・栄養調査と同時に実施する予定であり、引き続き御協力をお願いする。

（3）歯科口腔保健の推進に関する主な事業

① 8020運動・口腔保健推進事業

令和4年度は、口腔保健の推進に資するために必要な普及・促進事業として、歯科疾患予防・食育推進等の機能維持向上事業、歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業、歯科口腔保健推進体制強化事業に対して予算を拡充している。

また、各都道府県におかれては、市町村へ周知いただくとともに、市町村支援に引き続き努めていただき、当該事業も活用しつつ、更なる歯科口腔保健施策を推進いただきたい。

② 歯科口腔保健の推進に関して

歯科健康診査推進事業や歯周病予防に関する実証事業等を令和4年度も

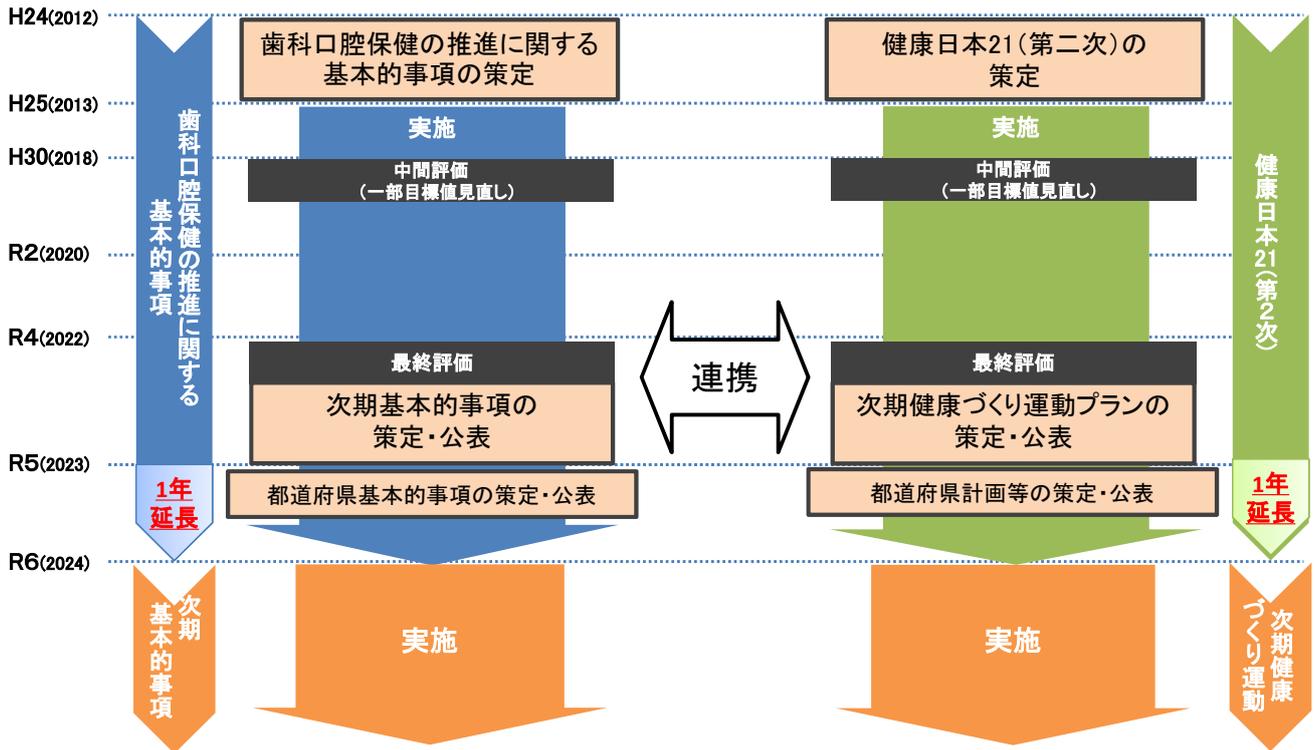
引き続き実施し、これらの事業の中で歯科健診・歯科保健指導の推進に関するモデル（検証）事業も行う予定である。事業に関する情報は追って連絡するため、ぜひ御協力をいただきたい。

（４）歯科保健推進活動

国民に向けた歯科口腔保健の普及啓発のため、歯と口の健康週間（毎年６月４日～１０日）や全国歯科保健大会（例年１１月に開催）等を実施し、各地域における歯科保健事業の積極的な推進を図ることとしている。

また、自治体の歯科保健担当者を対象としたセミナーを本年３月に開催予定である。開催日時を含め、その詳細については追って連絡するため、積極的な参加をお願いしたい。

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」のスケジュールについて



歯科口腔保健・歯科保健医療の充実・強化

令和4年度予算案 1,597百万円
(1,243百万円)

【主な事業】

① 歯科医療提供体構築推進事業	256,732千円 (15,073千円)
<p>・各地域の状況に応じた歯科医療施策が実効的に進められるよう、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会の設置等、地域の実情を踏まえた都道府県の取組の実施に必要な財政支援を新規に行う。</p>	
② 8020運動・口腔保健推進事業	810,588千円 (730,981千円)
<p>・8020運動推進特別事業：8020運動の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に揚げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。</p> <p>・都道府県等口腔保健推進事業：地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成、食育等の推進に対する支援を行う。また、地域間の格差解消等の観点から、市町村に対しても歯科疾患の予防対策の取組に必要な財政支援を拡充する。</p> <p>・歯科口腔保健支援事業：歯科口腔保健の更なる推進に向けて次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定に向けた検討等を行うとともに、国民に対する歯科口腔保健の普及啓発等を行う。</p>	
③ 歯科疾患実態調査	44,772千円 (-)
<p>・我が国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的に5年周期で実施する調査である。新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、令和3年度調査は中止したため、令和4年度に感染予防対策に留意して実施する。</p>	
④ 歯科健康診査推進事業【拡充】	252,107千円 (125,499千円)
<p>・全国的に効果的かつ効率的な歯科健診の実施等を検討していくため、歯科健診、歯科保健指導についての調査・検証等を行う。</p>	
⑤ 歯周病予防に関する実証事業	96,249千円 (96,249千円)
<p>・歯周病予防対策を強化する観点から、令和3年度の成果等を踏まえつつ、受診率の向上等に効果的な方法に関する検証・分析等を行う。</p>	
⑥ 歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業	65,968千円 (72,392千円)
<p>・歯科保健医療に関する各種データの情報収集を行い、それらの精査・分析等を行った上で、見える化を行うことにより、都道府県等における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案を推進する。</p>	
⑦ ICTを活用した医科歯科連携の検証事業	31,057千円 (31,057千円)
<p>・歯科標榜のない病院や介護施設において、オンライン診療を活用した口腔機能管理等に関するモデル事業を実施し、効果的・効率的な歯科専門職の介入方法について検証する。また、地域の状況に応じたオンライン診療を実施し、適切な運用・活用方法等を検証する。</p>	

2. 歯科医療施策について

(1) 歯科保健医療提供体制について

近年、急速に少子高齢化が進む中で疾病構造や患者像が変化し、国民が求める歯科医療が大きく変化していることを踏まえ、高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提供体制の目指すべき姿について、「歯科保健医療ビジョン」（平成 29 年 12 月）が取りまとめられた。

これに基づき、令和元年度から「歯科医療提供体制推進等事業」を実施し、各地域での歯科医療提供体制に関する好事例の収集・分析を実施している。令和元年度及び2年度の報告書は事業実施者のウェブサイト公開しているため、各地域における歯科保健医療施策の推進に当たって、参考にされたい。

※令和2年度報告書

(https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r02mhlw_shika2020.html)

※令和元年度報告書

(https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r01mhlw_shika2019.html)

また、令和2年度から、「歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業」において歯科保健医療データブックの作成を行っており、作成したデータブックを各都道府県に配布している。各都道府県における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案に向けて、本データブックを活用いただきたい。また、自治体の歯科保健医療に関する取組を収集・分析し、好事例を紹介する医療情報サイトの構築をすすめている。これまでデモサイトを作成しているが引き続き、自治体の事例収集等を行う予定であるため、御協力いただきたい。

令和4年度からは、「歯科医療提供体制構築推進事業」において、「歯科保健医療ビジョン」や新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえた歯科保健医療提供体制の構築を進められるよう各都道府県が取り組むための予算を計上している。各都道府県においても歯科医療提供体制の構築に向けた検討委員会の設置等を御検討いただきたい。

歯科医療提供体制の構築等に関して必要な事項については、令和3年2月から「歯科医療提供体制等に関する検討会」において検討を行っている。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大下においても、新型コロナウイルス感染患者の歯科的な応急処置への対応など、必要な歯科医療提供体制を維持することは重要である。このため、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえ今後を見据えた歯科医療提供体制の検討及び歯科保健医療の提供について（依頼）」（令和2年6月19日付け医政歯発0619第1号）において、各地域において都道府県歯科医師会等の関係者と協議の上御検討いただくよう依頼しているところ。歯科的な応急処置が必要な患者を受け入れる医療機関を設定されていない都道府県においては、引き続き検討・協議をお願いする。

加えて、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用い

た診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課ほか連名事務連絡)を示しており、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を厚生労働省のホームページで公表しているところ。引き続き各都道府県においては、関係団体とも適宜協力をしながら、管下で該当する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告することをお願いする。

(2) 地域医療介護総合確保基金について

平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援している。歯科保健医療に関する事業についても、在宅歯科医療の体制整備や歯科衛生士・歯科技工士の確保対策など、地域の実情に応じて実施されたい。

<事業例(歯科保健医療関係)>

- 病床の機能分化・連携
 - ・ 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進
- 在宅医療(歯科・薬局を含む)の推進
 - ・ 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備
 - ・ 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進など
- 医療従事者等の確保・養成
 - ・ 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援
 - ・ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施 など

(3) 歯科医療機関における院内感染対策について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえ今後を見据えた歯科医療提供体制の検討及び歯科保健医療の提供について(依頼)」(令和2年6月19日付け医政歯発0619第1号)において、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針(第2版)」を参考に、標準予防策を徹底すること等を留意点として示している。

院内感染対策の推進については、「歯科医療機関等に対する院内感染に関する取り組みの推進について(周知依頼)」(令和元年11月22日付け医政歯発1122第1号)を発出し、当該指針の周知を含め、院内感染対策の重要性や正しい知識の継続的な習得に努めていただくよう、改めて周知をお願いしたところである。管下歯科医療機関に対し、院内感染対策を徹底するよう、引き続き御指導をお願いしたい。

(4) 歯科技工所の届出等について

歯科技工所については、同法第21条の規定により、開設後10日以内に都道府県知事等に届け出ることとされており、これらに関して徹底をお願いしたい。「無届の歯科技工所における歯科技工の防止について(平成29年

9月7日付け医政発 0907 第7号)」において、管内の歯科技工所を適切に管理するために、「開設の届出がなされた歯科技工所には管理番号を付与する」、「都道府県等のホームページ等に開設の届出がなされた歯科技工所の一覧を掲載する」等の具体的な方策も示しているので、参考にされたい。

(5) 災害時の歯科保健医療提供の体制整備について

災害時の避難生活の長期化に伴う生活環境の変化による口腔内環境の悪化は、栄養状態の悪化等、被災者の全身の健康に影響を与える可能性があることから、被災者に対する口腔の管理の重要性が認識されている。そのため、各地域においては、災害時における歯科保健医療体制の構築にも取り組まれない。

なお、平成30年度より、厚生労働省では、被災地域において歯科保健医療支援を行うチームを養成するため、人材育成の研修事業を補助事業（※災害歯科保健医療チーム養成支援事業。令和3年度補助先：公益社団法人日本歯科医師会）として実施しており、令和3年12月24日に「災害歯科保健医療標準テキスト」がとりまとめられた。災害時の歯科保健医療活動の理解を深め、連携を推進する観点から都道府県職員においても積極的な参加をお願いしたい。

(6) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の歯科医師による実施について

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について（令和3年4月26日付け厚生労働省医政局医事課・歯科保健課・健康局予防接種室事務連絡）」において、地域の医師会や歯科医師会をはじめとする関係者への周知、時限的・特例的な取り扱いとして、各地域における関係者の連携の下で、必要に応じ、歯科医師の協力を得て特設会場におけるワクチン接種体制の構築に取り組んでいただくようお願いしている。今般の3回目のワクチン接種についても引き続き宜しくをお願いします。

【背景】

- 少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

【事業内容】

- 各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、地域の実情を踏まえ歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取り組みを補助する。

補助対象事業のイメージ(案) (補助対象:都道府県 補助率:1/2相当)

- ・NDBやKDB等を活用した地域の歯科保健医療提供状況の状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制(医科歯科連携体制の構築等を含む)の検討
- ・病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・障害児者等への歯科医療提供体制の構築
- ・災害時の歯科保健医療提供体制構築
- ・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制構築

